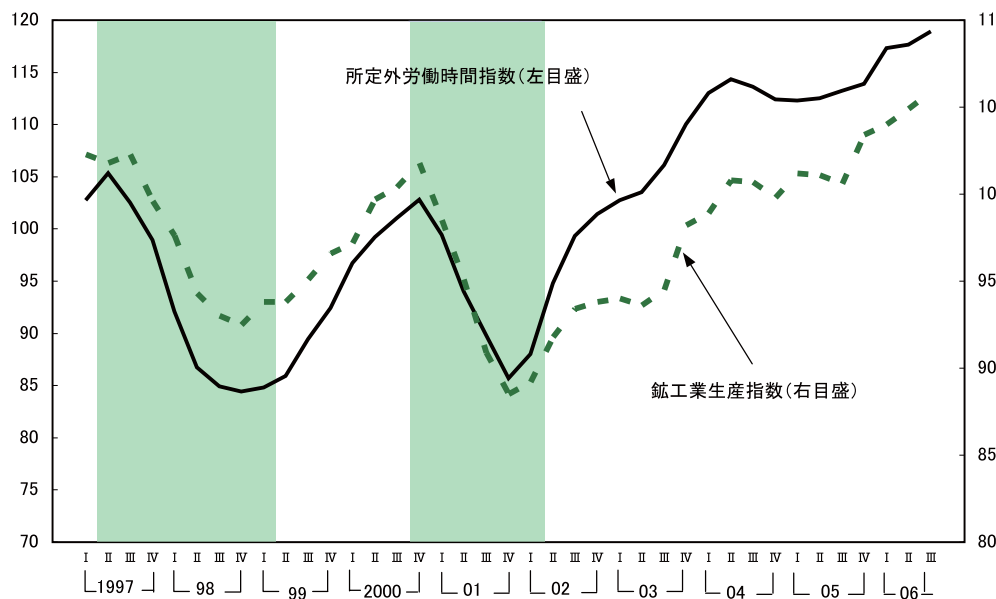




特集 長時間労働とワークスタイル その実態と生活・心身への影響

(2000年=100) 製造業の所定外労働時間と鉱工業生産指数(季節調整値) (2000年=100)



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(製造業)、経済産業省「鉱工業生産指数」(鉱工業) (年・期)

(注) 1) 事業所規模5人以上(「毎月勤労統計調査」)。

2) シャド一部分は景気後退期。

景気の拡大とともに長時間労働が広がってきた。恒常的な時間外労働や不払い残業に加え、過労で健康を損なう人も増えている。本特集では、日本の労働時間の長さを改めて確認し、長時間労働が健康に及ぼす影響を紹介。また、管理職などの労働時間管理が柔軟な労働者層の状況を考察した。

世界の中での日本の労働時間

JILPT主任研究員 小倉一哉

長時間労働者の増加

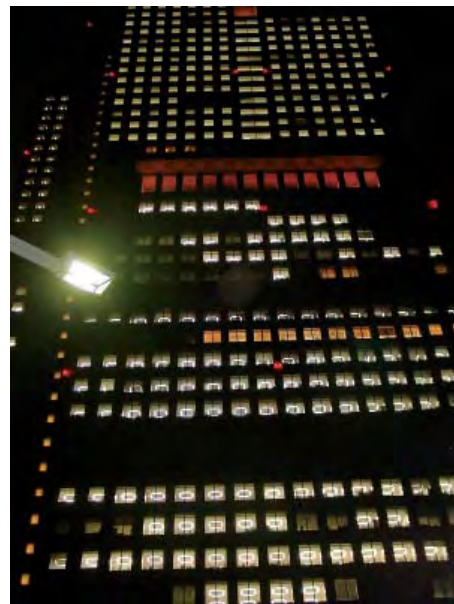
景気が回復している。内閣府「国民経済計算」によれば、近年の実質国内総生産の伸び率は、低調ながらもプラス二%前後で推移している。また完全失業率も、二〇〇二年の五・四%をピークに、二〇〇六年には四・一%と一ポイント以上改善した。

景気が回復し、雇用情勢も改善して

表1 性別・年齢階層別に見た週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合(%)

性別	1993年	1994年	1998年	1999年	2003年	2004年
男性						
15~19歳	6.3	7.2	5.1	5.1	5.8	5.1
20~24	12.1	11.6	12.0	12.3	13.1	13.0
25~29	17.8	18.0	17.8	18.8	20.5	20.2
30~34	19.4	18.9	20.1	21.8	23.2	22.7
35~39	18.9	19.1	19.5	20.9	23.5	24.0
40~44	17.3	16.6	18.0	18.9	22.2	21.9
45~49	15.7	14.9	14.9	16.2	19.2	19.6
50~54	13.6	13.7	13.5	14.0	15.3	16.1
55~59	11.1	10.8	11.0	11.5	13.2	13.0
60~64	7.7	8.0	8.3	8.3	9.8	9.1
65~	6.4	6.3	5.4	5.8	7.1	6.7
女性						
15~19歳	2.4	3.2	2.0	2.6	2.1	1.8
20~24	3.6	3.7	4.0	4.1	5.2	5.7
25~29	4.0	4.2	3.9	4.2	5.3	5.4
30~34	3.0	3.5	3.5	3.7	4.2	4.4
35~39	2.6	2.8	3.0	3.1	3.3	3.5
40~44	3.2	3.0	2.6	2.7	3.0	2.8
45~49	3.6	3.8	3.0	3.3	3.3	3.5
50~54	4.3	4.3	3.7	3.6	3.7	3.6
55~59	4.5	4.5	4.0	3.9	3.9	3.7
60~64	4.3	5.1	3.9	4.0	4.1	3.8
65~	5.9	5.3	4.5	4.0	4.6	4.4

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」平成16年版、平成17年版より。
注1：総務省「労働力調査」原データを厚生労働省が特別集計した値につき、表記の年次のみ。
注2：20%を上回るものに網掛けをした。



いるが、手放しでは喜べない。長時間労働者が増加しているのである。表1にあるように、「週に六〇時間以上働いた」と回答した雇用者の割合が、高まっている。男性の働き盛りである二〇歳代後半から四〇歳代前半の割合に注目していただきたい。そもそも働き盛りの人々は、他の年齢階層に比べて長時間労働者の比率は高かった。一九九三年、一九九四年でも、各性別・年齢階層に占める六〇時間以上

週に六〇時間以上とは・・・

上の人の比率は一七〜一九%くらいだった。一九九八年、一九九九年になると

「週に六〇時間以上」とはどんな長さだろうか。現在、法定労働時間は週あたり四〇時間（例外を除く）であり、一日八時間×五日というのが一般的な

三〇歳代で二〇%を超えるようになり、さらに二〇〇三年、二〇〇四年には、二〇歳代後半から四〇歳代前半で軒並み二割を超えている。女性は、男性に比べると長時間労働者の比率は高くない。しかしそれでも一九九三年から二〇〇四年までの長期の動向では、二〇〜三〇歳代で比率が若干高くなっている。女性も男性も長時間労働が深刻になっていることを物語る。

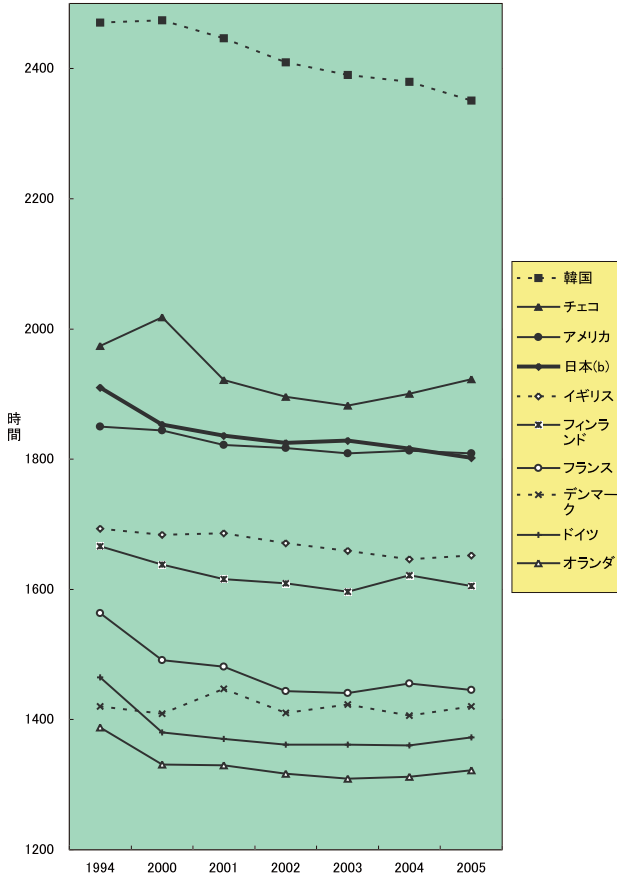
勤務時間・勤務日数である。六〇時間以上とは、法定労働時間を二〇時間以上も超過しているということになる。もし、会社外で仕事をせず、また休日に出勤することもない（つまり、会社内での残業のみ）と考えると、毎日四時間以上の残業をしているということになる。拘束時間が午前九時から午後六時の会社であるなら、午前九時に出社し、退社は午後一〇時以降となる。これが月、火、水、木、金と五日間連続で。実際には、早出や休日出勤や仕事の持ち帰りなどがあるだろうから、このような単純なパターンで済む人ほどのくらいいるかはわからない。

しかし、このような勤務になったら、皆さんの生活はどうなるだろうか。しかも通勤時間は入っていない。もし片道一時間かかるのであれば、毎日、家を午前八時に出て、帰宅は午後一時以降である。もし片道二時間かかるのであれば、午前七時に家を出て帰宅は午後一二時以降だ。「仕事と生活の調和」というスローガンもむなしく響くに違いない。それどころか、生命の危機を感じるほどだ。あるのではないだろうか。男性・働き盛りの雇用者の五人に一人は、こんな状態である。

過労死や過労自殺の動向

長時間労働は、いわゆる「過労死」や「過労自殺」の最大の原因であろう。厚生労働省「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」によれば、「脳・心臓疾患による労災補償の請求件数」は、二〇〇三年度から二〇〇六年度で、七四二件、八一六件、八六九

図1 各国の雇用者の年間平均総労働時間の推移



資料出所: OECD・2006より作成。

注1: 各国政府の公表資料に基づいてOECDが作成したものであり、調査の定義等が異なるため、厳密な国際比較には向いていない。

注2: 各国ともパートタイマーも含まれている。

注3: 日本の数字は、厚労省「毎月勤労統計調査」による従業員が5人以上の事業所のもの。



これは、フルタイムで働く
 パートタイマーが年々増加して
 来ている。この統計にはパート
 タイマーも含まれている。
 これも注意点である。パート
 タイマーが年々増加して
 来ている。フルタイムで働く

労働時間などは、日本以上
 である可能性が高いだろう。
 要するに、日本の平均的な
 労働時間は、先進国の中
 では長い部類に入るようだ
 が、もしかすると、東アジ
 アの中では最短である可
 能性もある。しかしそれ
 だけでも、世界屈指の
 先進国である日本が、先
 進国らしくない、という
 ことは重大なことだ。

件、九三八件と増加している。また同様に、「精神障害等による労災補償の請求件数」でも、四四七件、五二四件、六五六件、八一九件と増加している。これら「脳・心臓疾患」と「精神障害等」のうち、死亡に至る場合を通常、それぞれ「過労死」、「過労自殺」と呼ぶ（あくまでも労災補償上の意味）。前者、つまり「過労死」または「脳・心臓疾患による死亡」の請求件数は、二〇〇三年度から二〇〇六年度で、三一九件、三三五件、三三六件、三一五件、後者の「過労自殺」または「精神障害等による死亡（未遂を含む）」の請求件数は同様に、一二二件、一二一件、一四七件、一七六件となっており、特に過労自殺は明確な増加傾向にある。

ただし、注意しておくべきは、これらの数字はあくまでも労災申請に基づいたものであり、労災申請に至らない「過労死」や「過労自殺」は含まれていないということだ。過労死も過労自殺も、労働者本人が死亡していることから、残された遺族が労災請求することになる。しかし、まずは遺族が本人の死亡について過労死、過労自殺の可能性を疑わなければ請求しないし、疑っても本人の労働状況について正確に知ることは難しい。そして、会社に対して情報を求めても、会社側が素直にすべての情報を開示するとは限らない。これらの請求件数の背後に、どのくらいの潜在的な過労死や過労自殺があるのかは、よくわからないのだ。

世界の中の日本

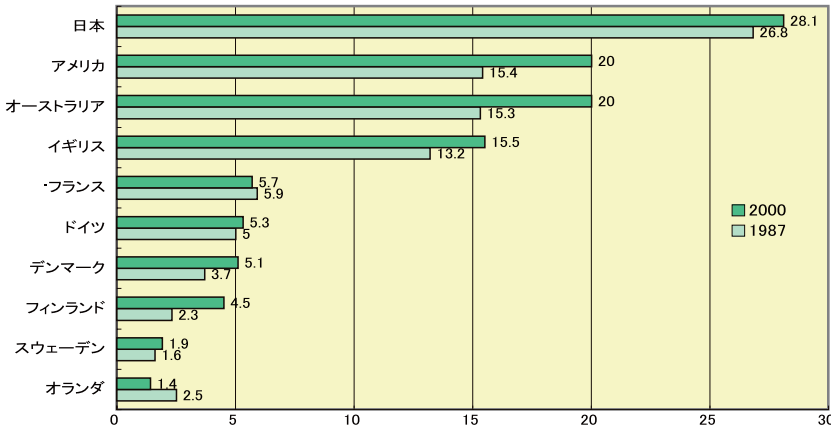
日本の長時間労働は、国際的に見てどのような位置にあるのだろうか。厳密に考えれば、世界各国の労働時間を正確に比較できる統計資料はない。国によって統計調査の目的、対象、定義、調査方法等が異なるため、ある意味では仕方ないことだ。しかし、それでもおおよその比較はする必要があるし、実感としてもそうおかしなものではないと感じる一つのグラフを、まずご覧いただきたい。

図1は、OECD（経済協力開発機構）が毎年発表しているエンプロイメント・アウトLOOK（Employment Outlook）の二〇〇六年版に掲載された、加盟国の労働時間に関する表から、特定の国を抜き出して筆者が作図したものである。

図の注にも書いたが、それぞれの国の労働時間の絶対値そのものは、あまり比較の対象にしないほうがよい。日本も、「毎月勤労統計調査」の五人以

上事業所の数字を出しているが、三〇人以上事業所にするとこれらの数字は変わる。また、前述した「労働力調査」から算出すれば、さらに変わる。とりえず、相対的な位置に注目されたい。日本は、ヨーロッパの先進国である、オランダ、ドイツ、デンマーク、フランス、フィンランドなどと比べると、どうやら労働時間が長いようだが、アメリカになると実際、どっちが長いのかは、よくわからない。そして、中欧のチェコは日本よりも長い可能性があり、さらにお隣の韓国は、OECD加盟国の中でもダントツで長いようだ。韓国も二〇〇〇年以降、労働時間短縮の兆しがあるようだが、それでもまだ相当長いらしい。実際、韓国の研究者からも、日本より長時間労働だという話をよく聞く。詳しい統計は入手できないが、中国、特に臨海都市部の労働時間などは、日本以上である可能性が高いだろう。要するに、日本の平均的な労働時間は、先進国の中では長い部類に入るようだが、もしかすると、東アジアの中では最短である可能性もある。しかしそれでも、世界屈指の先進国である日本が、先進国らしくない、ということ

図2 週に50時間以上労働している就業者の比率(%)



資料出所: Sangheon Lee, "Working-hour gaps" in J. C. Messenger ed., *Working Time and Workers' Preferences in Industrialized Countries*, Routledge, 2004. より作成。

- 注1: 日本とアメリカは49時間以上の比率。
- 注2: フィンランド、スウェーデンは1995年と2000年の数字。
- 注3: アメリカは1979年と1998年の数字。
- 注4: 日本は1993年と2000年の数字。
- 注5: オーストラリアは1979年と2000年の数字。

ものではある(Messenger, 二〇〇四)。「就業者」とは、簡単にいえば、雇われて働く「雇業者」と「自営業者(家族従業員も含む)」の双方を足したものと考
えればよい(「労働力調査」ではもっと厳密な定義になっているが、煩雑な説明を避ける)。さて、このグラフから見て、すぐにわかることがある。第一に、日本の長時間労働者の比率の高さである。しかも他国に比べてダントツの一位である。この図からも、先進国の

雇業者よりも相対的に労働時間の短い者が増えることになり、その分、平均的な労働時間は短くなる。また、一時点でもパートタイマーの比率が高ければ、平均的な労働時間に影響を与える。二〇〇五年時点の各国のパートタイマー比率は、韓国九・〇%、チェコ三・三%、日本二・五・八%、アメリカ二・二・八%、イギリス二・三・六%、フィンランド一・二・一%、フランス一・三・六%、デンマーク一・八・〇%、ドイツ二・一・八%、オランダ三・五・七%となっている(OECD・二〇〇六)による。日本は週労働時間が三五時間以下の者、他の国は

三〇時間以下をパートタイマーとして見たもの)。オランダのように、パートタイマー比率が世界一の国では、当然、平均的な労働時間も他の国より短くなるし、韓国やチェコの労働時間には、パートタイマー比率の低さが影響しているという側面もある。日本も、世界第二位のパートタイマー比率であるから、フルタイムだけで比較すれば、アメリカよりもチェコの労働時間に近づくと考えられる。

次に、図2をご覧いただきたい。これは、ILO(国際労働機関)に勤務する研究者が、各国の統計調査から、週に五〇時間以上働いている就業者(日本とアメリカは四九時間以上)の比率を計算したものである(Messenger, 二〇〇四)。「就業者」とは、簡単にいえば、雇われて働く「雇業者」と「自営業者(家族従業員も含む)」の双方を足したものと考
えればよい(「労働力調査」ではもっと厳密な定義になっているが、煩雑な説明を避ける)。さて、このグラフから見て、すぐにわかることがある。第一に、日本の長時間労働者の比率の高さである。しかも他国に比べてダントツの一位である。この図からも、先進国の



印象づけられよう。

第二に、日本よりは比率が低い、アメリカ、オーストラリア、イギリスでは、比較的比率が高く、フランス、ドイツ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、オランダは五%ないしそれ以下という、かなり低い比率になっていることである。

アメリカ、オーストラリア、イギリス。市場経済原理が強いといわれるこれらの国は、伝統的に労働時間に対する規制が弱く、残業も相当多く、中にはサービスの残業もあるだろう。森岡孝二氏の著書でも、イギリスやアメリカの「過労死」の例が取り上げられているように(森岡孝二・二〇〇六)、日本を除いた先進国の中では、長時間労働が深刻な国々といえよう。反対に、図2のフランス以下の国々では、労働時間に対する労使協定、労働法令の規制はかなり強い。したがって残業もあまりないと考えられる。もちろん、例外はあるだろうから、中には日本人並に長時間労働の人もいるだろう。しかし

それでも、日本よりはるかに長時間労働者の比率が低いということが重要だ。

第三に、フランスとオランダを除くほとんどの国で、一九八〇年代後半に比べて、一九九〇年代に長時間労働者の比率が高まっていることである。長時間労働者が増加しているのは、若干の例外を除き、先進国共通の現象だといえる。

日本の労働時間は、国際的に見て、特に先進国の中では、異常な状態なのである。そしてその長時間労働は、家庭でのゆたかな時間を減らし、女性の社会進出を阻害し、出生率を下げ、趣味の活動時間を減らし、引退後のセカンド・ライフのための準備を遅らせ、またセカンド・ライフのための地域社会との結びつきを弱め、そして一部には、過労死や過労自殺という最悪の結果をもたらしている。

【参考文献】
森岡孝二 二〇〇五 『働きすぎの時代』岩波新書
Messenger J. C. ed. 二〇〇四 *Working Time and Workers' Preferences in Industrialized Countries*, Routledge
OECD 二〇〇六 *Employment Outlook*
プロフィール
おぐら・かずや／労働政策研究・研修機構主任研究員。著書に『日本人の年
休取得行動』(日本労働研究機構)など。
労働経済、社会調査専攻。早稲田大学
博士(商学)。